

令和5年度全国高等学校総合体育大会 登山競技実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会登山競技実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、北海道において開催される令和5年度全国高等学校総合体育大会において、登山競技大会（以下「大会」という。）を円滑に実施するために必要な業務を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 大会の開催に必要な競技施設、設備等の整備に関すること。
- (4) 大会の運営及び開・閉会式に関すること。
- (5) 役員、選手等の宿泊、衛生、輸送及び警備に関すること。
- (6) 大会の広報活動及び報道に関すること。
- (7) その他大会の開催に必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 実行委員会は、大会の開催に関係する機関、団体を代表する者及び役職員を持って構成する。

2 委員は、その者の職をもって委嘱し、その職に異動があった場合は、その後任者に委嘱する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 顧問 4名
- (4) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、北海道教育庁上川教育局長をもって充てる。

2 副会長は、北海道教育庁学校教育局長、北海道高等学校体育連盟登山専門部部长、東川町教育委員会教育長、上川町教育委員会教育長、美瑛町教育委員会教育長、上富良野町教育委員会教育長をもって充てる。

3 顧問は、東川町長、上川町長、美瑛町長、上富良野町長をもって充てる。

4 監事は、北海道会計管理者兼出納局長をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する順位により、その職務を代理する。
- 3 顧問は、副会長を補佐する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

- 2 委員が就任時における所属機関及び団体の役職員等を離れた場合において、その委員は辞任したものとみなし、当該団体の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(報酬)

第9条 役員、委員は無報酬とする。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長があらかじめ指名した者がこれに当たる。
- 3 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会開催の総括的企画及び運営に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員があらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 6 総会の議事は、出席委員（第5項に規程する代理人を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 第4項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
 - (1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき
 - (2) 災害の発生、感染症のまん延等により総会を招集することが困難と認められるとき
 - (3) 審議事項の内容等により、総会を招集する必要がないと認められるとき

(専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、北海道教育庁学校教育局高校総体推進課内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(予算及び決算)

第14条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときをもって解散する。

(残余財産)

第17条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、北海道教育庁に帰属するものとする。

(剰余金及び欠損金の処理)

第18条 実行委員会が解散するときに剰余金及び欠損金が発生する見込みとなった場合には、実行委員会の決定によりこれを処理しなければならない。

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第20条 実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁において処理する。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年10月24日から施行する。